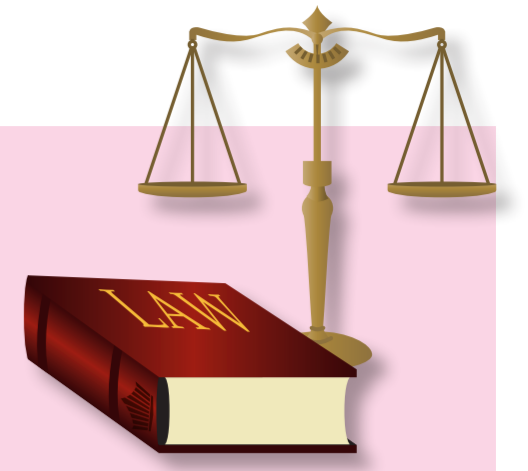


裁判外紛争解決手続(ADR)に関する改正

令和6年4月1日施行

裁判外紛争解決手続(ADR)が、より利用しやすく、より実効的なものになります。



当事者の権利や証拠を保全するための仲裁廷の命令(暫定保全措置命令)について、裁判所の決定を得ることにより、強制執行をすることが可能になります。

仲裁判断に基づいて強制執行を行う際、裁判所の手続において、仲裁判断書の翻訳文の添付を省略することが可能になります。

裁判外での調停(民間調停)で成立した和解について、裁判所の決定を得ることにより、強制執行をすることが可能になります。

裁判外紛争解決手続(ADR)とは

仲裁と民間調停の比較

裁判外紛争解決手続(ADR)とは、裁判所の手続ではなく、民間の手続において紛争の解決を図るもので、国際的な商事紛争の解決から個人間の紛争の解決まで、広く利用が可能なものです。ADRの一つとして仲裁や民間調停がありますが、これらには次のような違いがあります。



仲 裁	民 間 調 停
<ul style="list-style-type: none">● 仲裁廷の判断による紛争解決手続● 仲裁の開始には当事者の合意が必要➔ 仲裁廷の判断は当事者を拘束	<ul style="list-style-type: none">● 当事者間の和解による紛争解決手続● 調停人は和解に向けた話し合いを促す➔ 和解をするかどうかは当事者の自由

より詳しく知りたい方へ 次のホームページもご覧ください。

「仲裁法の一部を改正する法律、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律について」(法務省)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00328.html



「国際仲裁の活性化に向けた取組について」(法務省)

https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html



「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」(外務省)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page24_002142.html



「かいけつサポート 認証紛争解決サービス」(法務省)

<https://www.adr.go.jp/>



※ 日本は「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」に加入しており、令和6年4月1日に、日本についても条約の効力が生じるとともに、新しいルールが適用されるようになります。

法務省民事局参事官室

TEL 03-3580-4111(代)

法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp>